

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び旧厚生省通知

1 廃棄物の定義

- この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

【法第2条第1項】

- 「動物霊園事業において取り扱われる動物の死体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の廃棄物には該当しない。」

【旧厚生省通知（「昭和52年8月3日付け厚生省環計第78号」）抜粋】
（宝塚市長からの照会文書に対する回答通知）

2 廃棄物の処理について

- 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う場合の処理の基準
市町村が行うべき一般廃棄物（中略）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

【法第6条の2第2項】

- 処分の基準

一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）又は再生に当たっては、前号イ及びロ（省略）の規定の例によるほか、次によること。

【施行令第3条第2号】

イ 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

※ 環境省令で定める焼却設備の構造【施行規則第1条の7抜すい】

ア 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

ウ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。

エ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

オ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

※ 環境大臣の定める焼却の方法【平成9年8月29日厚生省告示第178号】

ア 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。

イ 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。

ウ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。